

自転車の交通ルール

知っていますか？『 **自転車安全利用五則** 』

自転車を安全に利用するための大切な5つの決まりです。

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

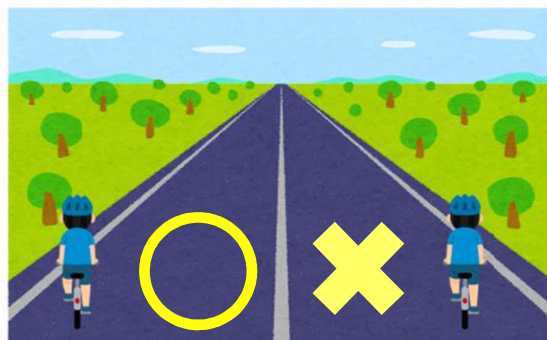


自転車は車の仲間です。

車が走る「車道」の

左側端に寄って通行しましょう。

右側通行は逆走となり、
とても危険ですぞ！



左側通行

右側通行

例外として歩道を通行できるのは、

- ・「普通自転車の歩道通行可」の標識があるとき
- ・13歳未満の子供（小学6年生まで）と70歳以上の高齢者
- ・安全に車道を通ることができないとき（例：工事で通れないとき）



また、歩道では車道寄りを**徐行**し、
歩行者に優しい運転を心がけましょう。

一時停止や、**自転車から降りて、
押し歩き**をしましょう。

歩行者に
優しい運転を！



②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



A



B



C

A. 横断してはならない

B. 進んでよい

C. 一時停止

周囲の安全を確認
してから進行せよ！



③夜間はライトを点灯



早めの点灯が、
交通事故防止に
つながるんじゃ！



④飲酒運転は禁止

自転車も車両です。

飲酒運転は禁止です。

少しでも飲んだら、

運転しては

いけません。



⑤ヘルメットを着用

自転車の交通死亡事故では、
頭を強く打ったことが原因で
亡くなってしまう場合が多いです。

万が一の事故に備えて、

自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。



置かないで
そこはみんなの
歩く道



川口市マスコット
「きゅぼらん」

STOP！！放置自転車！！

自転車を放置することは、大変危険な行為です！

- 歩行者の通行の妨げとなります
- 緊急車両の通行の妨げとなります
- 交通事故を誘発します

自転車は駐輪施設に、とめてください！

